

直第112号様式



年 月 日

福島県 地方振興局長

不動産の取得に関する申告書（県税条例第40条の7）

住宅の課税標準の特例
に関する申告書（県税条例 第40条の3
住宅用土地の減額 第40条の13）

郵便番号 —

住所（法人に
あっては所在地）
(フリガナ)
氏名（法人にあっては
名称及び代表者氏名）

調査簿番号	
整理番号	
個人(法人)番号	
確認方法	個人番号カード・通知カード・住民票 その他（）

電話番号 — —

区分	家屋			土地			下記の事項についてもご記入下さい
①種類又は地目	住宅・併用住宅・工場・倉庫・事務所・店舗・旅館・附属家・アパート・その他（）			宅地・農地・山林・原野・雑種地・公衆用道路・その他（）			1. 家屋を新築・増築・改築により取得したとき ・工事施行者(建築請負者等)住所・氏名
②取得年月日	年 月 日			年 月 日			2. 建築総工事費 (概算でかまいません。) 円
③取得の事由	新築・増築・改築・売買・贈与・その他（）			売買・贈与・交換・その他（）			
④不動産の所在							
⑤家屋番号又は地番				外筆			
⑥床面積又は地積	m ² [左のうち住宅部分の面積 m ²]			m ²			
⑦用途				宅地の場合（）			2. 登記関係
⑧家屋の構造	造 葦 階建			宅地以外の場合（）			○登記済
売買・贈与等により取得したときの 売買契約等の相手方の住所・氏名	住所			住所			区分 登記年月日 法務局受付番号
	氏名			氏名			家屋 年月日 第 号 年月日 第 号
住宅又は住宅用土地 を取得して軽減措置 に該当する場合	住宅を新築(建売り を含む)した場合	住宅部分の 床面積	m ²	3年(2年)以 内に住宅が新 築される(建売 住宅の購入も 含む)場合	住宅の着工予定年月日	住宅の完成予定年月日	土地
	増改築を合 成した場合	増改築後の 全体の床面積	m ²	年 月 日	年 月 日	年 月 日 第 号 年月日 第 号	
		増改築前の家屋 の建築年月日	年 月 日	前1年内に住宅を 新築していた場合	住 宅 の 取 得 年 月 日	年 月 日	
		既存(中古)住宅 を購入した場合	取得した住宅の 新築年月日	年 月 日	1年内に既存住 宅を購入する場合	住 宅 の 取 得 年 月 日	年 月 日
既存(中古)住宅を取得した場合には、登録免許税の軽減を受けるための市町村長の証明書の写しを添付してください。				取 得 年 月 日	得 定 の住 宅 の 床面積 m ²	○登記申請中 ○未登記	

※住宅用土地を取得して軽減措置に該当する場合は、この申告書のほかに「新築住宅（又は既存住宅）に係る不動産取得税の減額（還付）申請書」を提出することが必要です。

※なお、裏面の注意事項をよく読んで記載してください。この申告について不明の点がありましたら、最寄りの地方振興局県税部へお問い合わせ下さい。

④欄の筆頭物件以外の記載欄

不動産の所在	地目又は家屋の種類	不動産の所在	地目又は家屋の種類

この申告書は、不動産（土地又は家屋）を取得した日から**60日以内**に市町村または地方振興局県税部に提出してください。

住宅又は住宅用土地を取得した場合は原則として申告・申請しなければ軽減措置の適用が受けられません

不動産取得税について

- 不動産取得税は、不動産（土地、家屋）を取得した者に対し、不動産の価格を課税標準として課税されます。
- 価格とは、取得した不動産の所在する市町村の固定資産課税台帳に価格が登録されている場合はこの価格をいい、登録価格がない場合又は登録価格により難い場合は、固定資産評価基準により評価した価格をいいます。
- 令和9年3月31日までに宅地評価土地（地目が宅地である土地及び宅地比準土地（地目が宅地以外の土地でその価格が固定資産評価基準により当該土地と状況が類似する宅地である土地に比準して評価されるべき土地））を取得した場合には当該土地の価格の2分の1の額を課税標準とする特例が設けられています。

注意事項

第1 記載上の注意

- 「①種類又は地目」及び「③取得の事由」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 「②取得年月日」の欄は、取得した日（建築家屋にあっては使用・譲渡が行われた日、農地にあっては農地法第3条又は第5条の許可又は届出の日）を記入してください。
- 「④不動産の所在」及び「⑤家屋番号又は地番」の欄は、家屋を2棟以上又は土地を2筆以上取得した場合には筆頭物件について記入し、それ以外の物件は上記の欄に記入してください。
- 「⑥床面積又は地積」の欄は、取得した家屋又は土地が2棟又は2筆以上の場合は、家屋にあっては合計の延床面積、土地にあっては全筆の合計面積を記入してください。（小数点以下2位まで）
なお、「家屋」の「左のうち住宅部分の床面積」の欄には、住宅と併せて取得した附属家屋（住宅用物置・自家用車庫など）がある場合は附属家屋の床面積も含めて記入してください。
- 「⑦用途」の欄は、具体的に記入してください。
〔家屋にあってはたとえば居宅・賃貸宅・店舗兼居宅・住宅用物置・営業用車庫など〕
〔土地にあっては土地の利用目的たとえば住宅用敷地・店舗用敷地・駐車場用地など〕
- 「⑧家屋の構造」の欄は、たとえば「木造瓦葺2階建」というように記入してください。

第2 「住宅又は住宅用土地を取得して軽減措置に該当する場合」の欄

（次の1又は2に該当する場合に記入してください。）

1 住宅を取得して軽減措置に該当する場合

住宅を建築又は購入した場合には、次の(1)又は(2)に掲げる要件をすべて満たしている住宅であればこの申告書を提出することによって、(1)にあっては**1,200万円**、(2)にあってはその住宅が新築された時期に応じた額の特例控除が受けられます。（ここでいう住宅の範囲には、店舗兼住宅・倉庫兼住宅など併用住宅の住宅部分及び住宅用物置や自家用車庫なども含まれます。）

- 住宅の建築（新築、増築、改築）をした場合（居住の用に供されたことのない住宅の購入を含む。）
1戸（共同住宅等にあっては1区画当たり）の床面積が50m²（1戸建以外の賃家住宅については40m²）以上240m²以下であること。（増築等にあっては増築後の床面積の合計で判定します。）
- 既存（中古）住宅を取得した場合
次の要件をすべて満たすものを個人が取得した場合
ア 自己の居住の用に供するもの
イ 床面積（母屋と附属家屋（物置等）の合計床面積）が50m²以上240m²以下であること

ウ 次のいずれかに該当するもの

- 昭和57年1月1日以後に新築されたもの
- 取得した日前2年以内に建築士等が行う耐震診断によって、新耐震基準に適合していることの証明がされているもの

※耐震基準不適合既存住宅を取得し、その取得後6ヶ月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合していることの証明を受け、かつ、当該住宅への居住を開始した場合には、減額の対象となります。

2 住宅用土地を取得して軽減措置に該当する場合

次に掲げる要件に該当する住宅用の土地を取得した場合には、この申告書を提出し、住宅を取得してからこの申告書のほかに「**住宅新築又は既存（中古）住宅に係る不動産取得税の減額（還付）申請書**」を提出することにより、土地に対する税額から取得した住宅と土地の面積に基づいた一定の計算による額が軽減されます。

- 土地を取得した日から3年以内（令和8年3月31日までの取得に限る）にその土地の上に住宅が新築された場合（土地を取得した者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合、又は土地を取得した者が土地を譲渡し当該土地の譲受人が住宅を新築した場合に限る）
- 土地を取得した者がその土地を取得した日前1年以内にその土地の上に住宅を新築していた場合
⇒(1)、(2)とも、第2、1、(1)の要件を満たしている住宅であること
- 土地を取得した個人が、土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己居住用の既存住宅等を取得した場合、又は土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある自己居住用の既存住宅等を取得していた場合
⇒第2、1、(2)の要件を満たしている住宅であること。

第3 その他

公共事業により収用された不動産の代わりの不動産を取得した場合、不動産が火災その他の災害により滅失又は損壊したため、これに代わる不動産を取得した場合などで一定の要件に該当するときには、この申請書とは別にこれらの事実を証する証明書等の書類を添えて「**不動産取得税の減額・減免・納稅義務の免除申請書**」などを定められた期限までに提出することにより、不動産取得税の軽減措置を受けられる場合もあります。